

「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）」の概要

1 環境配慮基準策定の趣旨

改正地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」設定を促すため、国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した本県の環境配慮基準（太陽光発電設備）を策定する。

2 改正温対法における環境配慮基準の位置づけ

<p>【国】</p> <p>法第21条第6項 全国共通で 遵守すべき基準</p>	<p>促進区域 除外エリア 法に基づく 鳥獣保護区 など</p>	<p>考慮すべき エリア・事項 砂防指定地、地すべり防 止区域、急傾斜地崩壊 危険区域など</p>	<p>白 地</p>
<p>【徳島県】</p> <p>法第21条第7項 地域の自然的社会的条件 に応じた基準</p>	<p>促進区域 除外エリア 条例に基づく 自然環境保全 地域など</p>	<p>考慮すべき エリア・事項 風致地区、農業振興地域、 津波災害警戒区域 など</p>	<p>白 地</p>
<p>← 県環境配慮基準 →</p>			
<p>【市町村】</p> <p>法第21条第5項 地域脱炭素化促進事業 対象区域</p>	<p>環境保 全の観 点より 除外</p>	<p>このエリアから 「促進区域」を設定</p>	<p>社会的 配慮等 の観点 より 除外</p>

3 本県における環境配慮事項

- (1) 自然環境（国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例等）
- (2) 景観保全（重要伝統的建造物群保存地区、風致地区等）
- (3) 農地の保全（農地法等）
- (4) ため池の保全（農業用ため池の管理及び保全に関する法律等）
- (5) 保安林（森林法等）
- (6) 土砂災害防止（土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- (7) その他環境配慮に必要と認められる事項（津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域等）

※アンダーラインは、本県独自の特徴的な環境配慮事項

4 スケジュール

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 令和4年6月9日 | 県土整備委員会（事前）にて基準（案）報告
パブリックコメント実施 |
| 6月10日 | 消費者・環境対策特別委員会（事前）にて基準（案）報告 |
| 7月中 | 環境審議会、基準策定 |